

神奈川県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による医師の指定（令和3年神奈川県公安委員会告示第3号）は、廃止する。

令和6年6月1日

神奈川県公安委員会

委員長 規 矩 大 義

医師の氏名	医療機関の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間満了年月日
日 野 博 昭	特定医療法人社団鵬友会横浜ほうゆう病院	横浜市旭区金が谷644番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者	令和6年6月1日	令和9年5月31日
勝 瀬 大 海	同	同	同	同	同
宮 崎 秀 仁	同	同	同	同	同